

国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例施行規則

(平成 6年3月18日 規則第1号)

改正 平成18年4月28日 規則第7号

平成19年3月 2日 規則第2号

(趣 旨)

第1条 この規則は、国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例(平成6年条例第1号。以下「特例条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別職在職期間通算申請書)

第2条 組合市町村長は、特例条例の適用を受ける特別職の職員(特例条例第1条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。)について、特別職在職期間通算申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて組合長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 退職手当に関する証明書

(特別職在職期間通算証明書)

第3条 組合長は、前条の規定による書類を受領した場合は、すみやかに特別職在職期間通算証明書(別記様式第2号)を組合市町村長に交付する。

(国家公務員等に復帰できなかった場合の退職手当の計算)

第4条 特例条例第3条に規定する、国家公務員等に復帰できなかった場合の退職手当計算の勤続年数及び退職事由並びに基礎となる給料月額は次の各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等としての在職期間に係る退職手当算定履歴事項は、山形県市町村職員退職手当支給条例(昭和37年条例第3号。以下「支給条例」という。)の規定の例によるものとする。

(2) 退職手当を算定する場合の退職事由については、特例条例第3条に規定する範囲内において組合市町村長と組合長との協議によるものとする。

(3) 国家公務員等としての在職期間と特別職の職員としての在職期間を一般職の職員の勤続期間とみなして算定する場合の、国家公務員等として在職したと仮定した退職手当算定給料月額は、国家公務員等を退職した日に受けていたその者の給料月額を基準として、特別職の職員としての在職期間を一般職として在職したものとみなし、その在職期間について普通昇給があったものとした給料月額によるものとする。

(国家公務員等に復帰した場合の手続き)

第5条 特別職の職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び国家公務員等となったときの手続きは、山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則第2条の規定の例による。

(補 則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年 規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。